

# 香川県迷惑行為等防止条例

改正概要

令和2年7月1日施行

改正

拡大

## 第3条 「盗撮」の規制対象範囲の拡大

- ① これまで盗撮の規制は、公園やお店、電車などの「公共の場所」「公共の乗物」に限られていましたが、
  - 教室、事務所、タクシー等の「不特定又は多数の者が出入りし、又は利用する場所又は乗物」を新たに規制対象に加えます。
- ② これまで、公衆（一般の人）が利用できない自宅のお風呂や会社のトイレなどは、盗撮の規制対象外でしたが、公衆が利用するかどうかに関わらず、
  - 浴場、便所、更衣室その他の人が通常衣服の全部又は一部を着けない状態である場所は全て規制対象とします。



新設

## 第3条 盗撮目的でカメラなどを「向ける行為」「設置する行為」の規制の新設

- 人の下着や裸を盗撮する目的でカメラなどを
- 向ける行為
  - 設置する行為（仕掛ける行為）
- を新たに規制します。



追加

## 第11条 「嫌がらせ行為」の規制対象の追加

- ① つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等に加え、
  - 住居などの付近をみだりにうろつく行為を規制対象に追加します。
- ② 無言電話、連続電話、ファックスの連続送信に加え、
  - 電子メールやSNSなどの連続送信を規制対象に追加します。
- ③ 性的羞恥心を害する文書、図画等の送付に加え、
  - DVDなどの記録媒体の送付、データの送信を規制対象に追加します。



詳しくは、最寄りの警察署又は香川県警察本部人身安全対策課（☎087-833-0110）まで